

2020年1月24日

函南町軽井沢メガソーラーを考える会
軽井沢区 区長 渡辺一英 殿
ダイヤモンド区 区長 吉原英文 殿
共同代表 山口雅之 殿
共同代表 渡辺憲章 殿

株式会社トーエネック
エネルギー事業部長 辰己 義明



軽井沢メガソーラー計画（函南案件）に関するお問い合わせについて（ご回答）

拝啓 新春の候、益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

さて、2019年12月16日実施のお話し合いにていただきましたお問い合わせ事項につきまして、以下のとおり弊社の見解をご回答いたします。

1 売買対象となっていない住民の土地が無断で事業計画地として株式会社ブルーキャピタルマネジメント（以下「ブルーキャピタル」）との太陽光発電設備売買契約（以下「設備売買契約」）に記載されていることについて

設備売買契約は、太陽光発電施設を建設のうえ譲渡する契約であり、本件事業用地一覧は、契約締結当時の事業計画地を記載したものにすぎません。その後の調整により確定した事業対象地には、別途、地上権設定契約を締結しておりますが、今回ご指摘いただきました土地は、これに含まれておりません。以上のとおりの経緯であり、設備売買契約上の土地の記載は、土地所有者の方の権利義務に何ら影響を与えるものではないため、問題ないと考えます。

2 事業者が参加していない住民のみの会議が「事業説明会」として林地開発許可申請の際の開発計画説明実施報告書（以下「報告書」）に記載されていることについて

2019年1月10日開催の軽井沢区住民説明会には、ブルーキャピタルは出席しておりませんでした。一方、2018年12月21日開催の軽井沢区住民説明会にはブルーキャピタルが出席しており、また役員の方だけでなく住民の皆様も出席していたとの報告を受けております。したがって、報告書には記載誤りがあり、現在、その行政手続き面の取扱いについてブルーキャピタルにて対応を検討しているところです。

3 今後、協議する旨の合意書を軽井沢区長に無断で林地開発許可申請書に利用していることは個人情報保護法違反であることのご指摘について

今後協議する旨の合意書を、林地開発許可申請にあたり、行政に提出したことは、法令

に基づく提供であり、個人情報保護法上、違法性はないとの見解を複数の法律専門家から得ております。

4 函南案件に関する当社の姿勢と方針について

先日のお話し合いの際、住民の皆様からご意見をいただきましたが、住民の皆様のご懸念は函南案件の環境および安全面への影響と理解しております。今後、環境アセスメントを通じて、住民の皆様、専門家等のご意見を踏まえ、自然災害への対策等につき、再度十分な検討・評価を行っていく所存です。

また、林地開発許可の際行政指導として示された事項に関しましては、可能なかぎり対応し、今後、進捗に応じて説明会の開催等を適切に実施していく所存です。ブルーキャピタルに対しましては、早い段階で説明会の開催をする等、住民の皆様にご丁寧な説明をするよう要請し、当社からご説明することも検討しているところです。

なお、「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の経過措置における届出につきましては、函南町と調整しているところです。

以上、何卒、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

敬 具